

135名で最高裁に上告!

支える会通信



客乗・乗員裁判ともに不当判決!

発行責任者
 袖木康子
 大田区羽田
 4-10-4
 石井ビル3階
 TEL03(6423)7878
 FAX03(6423)7430
 メール
 sasaerukai@
 lemon.plala.
 or.jp

弁論開催と高裁判決の取り消しを求め闘いを広範に支える体制をつくらう

6月3日客室乗務員裁判、5日パイロット裁判で地裁判決を上回る不当判決を受けた原告団メンバーは、6月17日上告および上告受理申し立てを行った。客室乗務員は71名全員、乗員は70名中64名、合計135名が引き続き闘うことを決意した。誰もが重い選択をした結果であり、これだけの原告がそろって闘うことを表明したことはすごいことだ。

原告団の決意を受けとめ、JAL闘争を支える会は、最高裁での逆転勝利とJALへの職場復帰の実現にむけ、支える会の拡大に全力で頑張った

い。
 各地の会員の皆さん、周りの方々に声かけよろしくお願いします。

熱い思いがあふれた東京・目黒の決起集会
 「東京高裁不当判決を糾弾する! 6・26決起集会」

不当判決を受け6月10日の神奈川集会を皮切りに各地で判決の報告と闘いへの決起集会が続いている。

6月26日上条弁護団長は兵庫から、内田・山口両団長は当日朝の京セラ株主総会への取り組みから目黒に駆け付けた。

決起集会は「裁判ルールを逸脱した判決を乗り越え、早期職場復帰を勝ち取る」をメインスローガンに開催された。目黒駅から徒歩10分と言う会場だったが、開会時にはほぼ満席。

支援共闘共同代表の大黒全労連議長が高裁判決

は最も重要な解雇時点での人員数を何ら明らかにすることなく原告団の立証を採用できないとしたことなど問題点を指摘、闘いの決起にむけ開会挨拶。

上条弁護団長は「高裁判決の不正と弱点」と題して、控訴審での立証のポイントを紹介しながら、訴訟のルールを無視し、管財人を司法の上に置き、安全を無視、不当労働行為の判断も異常な「逃げた」判決に他ならないと批判し、最高裁に上告して追い詰める、安倍政権の雇用破壊、9条破壊反対と結合して勝利解決の展望を切り開こうと呼びかけた。

支援共闘の津恵事務局長は基本方針として、世論との共同で逆転勝利判決をつかみ取る、新たなピラを作成し全国規模での大量宣伝、最高裁宛て団体・個人署名に取組む(9月末までに1万



国労・眞子書記長から連帯の決意表明

27年前のJAL不当解雇は、L不採用事件と同質であり、1047名の解雇撤回・JR復帰の闘いで最高裁は中労委の上告を棄却したが内容は3対2の僅差であった。36闘争団を結成し収入をフリーして相手より1日も長く闘い続ける体制づくりをし、24年もの闘いは多くの共闘の物心両面の支えがあったからであり、「間違ったことはしていない」という一心での闘いはJAL原告と同じだ。国労は勝利するまで共に闘う」と力強く挨拶し原告団を勇気づけた。

団体、年内に高裁宛ての35万筆を上回る個人署名)を提起。さらに日航包囲、政府や政党への取組、国際労働組織の協力を得てILOの3次勧告の獲得などを提起し、これらの実現のために各団体や職場で学習決起集会の開催を呼びかけた。当該乗員組合、キャビンクルーユニオンの両委員長は、職場の中から解雇撤回と安

全を求めて闘う決意を報告した。

国鉄闘争と同質の JAL闘争

次いでMIC、国労、婦団連、支える会、全水道東水労から連帯の決意表明。国労の眞子(まなこ)書記長は「今回の不当判決を認めれば会社更生法下の会社は不当労働行為を自由にできることになる、JAL



原告に寄せられた激励メッセージ

最後は両団長の決意表明。内田団長は労働旬報に書いた報告の一部を紹介し、裁判官が憲法76条



大阪での報告集会(6月19日)

3項に基づき良心に従い憲法と法律のみに基づき判断することを求め、原告全員が上告を決意しさらに団結がよまった、不正義に負けないと決意。山口団長は、「サッカーは2敗で終わりだが、JAL裁判は3審がある、審判はあつち側だが、私たちは場外で運動を強めたい」といつもながらウイットに富んだ決意を述べた。

0万筆を実現しようと呼びかけ、全国港湾の若い岩田さんの音頭で団結ファンパローが会場に響き渡った。

各地で報告集会

開かれる！

不当な判決内容を知り、最高裁闘争勝利に向けての更なる運動拡大に向けて決起しようとして各地で判決報告集会が開かれます。

6月10日の神奈川集会を皮切りに、12日京都、13日愛知、19日大阪、20日福岡、25日兵庫、7月3日静岡、5日新潟と開催されました。今後7月23日千葉、25日愛媛、28日上越が予定されています。

是非皆さまの地域でも取り組みをお願いします。

「JALの解雇は裁判所が決めたこと」と 稲盛和夫名誉会長が答弁

6月26日午前10時、京セラ株式会社株主総会
それは、京都市伏見区の本社ビルにて、山口悟郎代表取締役社長の司会進行・報告・提案で開会された。私は「会社事業計画・方針への質問と意見」を二点にわたって述べた。

稲村の発言

ひとつには、京セラから複数役員を派遣している、稲盛和夫名誉会長が当時会長をし、今も名誉会長をしているJALのベテランパイロットと客室乗務員の解雇・首切り問題である。

今、JALでは「京セラファイロソフィー」ならぬ「JALファイロソフィー」がパイロットに配られ、20万円のジェット燃料費を浮かすため、台風の雲を突っ切ったり、「利益なくして安全なし」と稲

盛和夫氏に心酔していると言われる植木社長は「安全などと言っことは、京セラのように内部留保金が1兆円を越してから言え」などという、深刻な事態となりJALの安全が危惧される事態が続いている。

この6月5日にもパイロット原告団の高裁判決



京セラ株主総会前の宣伝行動（6月26日）

の日にJALでシステム障害が発生した。第二の御巣鷹山事故など起こつたら、京セラも直接・間接に大変な被害を蒙るし、それ以前に人道上あつてはならない。そのためにもこの解雇問題の早期解決が京セラ事業のためにも必要だと思つて見解を示してほしい。

二つには、社の事業として原発の危険性を広く株主や社員はじめ社内外で啓蒙・啓発する事業を展開すべきだ。

山口社長の返答

1、ここは京セラの株主総会であつて、JALの株主総会ではない。
また、解雇問題は管財人が決めたことだ。
2、原発問題は国の施策だ。

ここで、稲盛和夫名誉会長が登壇し、JAL解雇問題で答弁。
1、JALの解雇は裁判所が決めたことで、私

再建に当たつて必要なことをすべて裁判所が決めてやった。
2、安全無視などして航空会社の運営ができるはずがない。そんなことをやつたら会社もたない。
3、こういう株主総会で

も誹謗中傷されているが、私は政府に頼まれて、世のため人のため、義侠心でやったこと。おにぎりを食べながらがんばった。
(JAL闘争の勝利をめざす京都共闘会議・事務局次長・稲村守)

最高裁判所宛て署名 多数回収のお願い!

最高裁宛ての団体署名と個人署名が始まりました。郵送の方には用紙を同封させていただきました。メールの方には通信の配信とは別に配信させていただきましたので、ダウンロードしてご活用ください。

最高裁判所で門前払い(上告棄却、上告受理申し立て不受理)をさせない為に早めに多数の署名を提出する必要がありますので、是非皆様のご協力をお願い致します。

今回はパイロットも客室乗務員も同一の用紙です。第一次集約は8月末日、その後は各月末に於て提出します。

<今後の予定>

- 8月6日 8:30~行政訴訟地裁前宣伝行動(東京争議団主催)
- 7日 18:00~JAL本社前宣伝行動(天王洲アイル)
- 8日 12:00~行政訴訟地裁前宣伝行動・署名提出
- 22日 7:50~最高裁前宣伝行動(東京争議団主催)
- 10:00~最高裁要請行動
- 28日 14:00~東京地裁 行政訴訟判決(不当労働行為事件)
- 29日 18:00~全国一斉宣伝行動~立川駅北口、品川駅港南口、池袋駅東口 サンシャイン通り入口(ロッセリア前)、錦糸町駅北口、JR高田馬場駅(新宿から変更)、18:30~有楽町マリオン前

6・10 神奈川半日行動

6月10日神奈川で、解雇を容認した東京高裁の不当判決を許さず、闘いを強めて必ず職場復帰を勝ち取るための全県行動と集会がいち早く取り組まれました。

正午から4コース8駅頭で、夕方には横浜駅西口に集結し、宣伝行動を

展開しました。どの駅でも用意したピラが足りなくなり急いで追加するほど関心も高く、今後の闘いに大きな弾みがつきました。

この行動には延べ60団体170名もの方に参加いただきました。

18時から、神奈川労連、



6・10あの空へ帰ろう！神奈川報告決起集会（6月10日）

神奈川労働運動交流、県共闘の共同主催で「6・10あの空へ帰ろう！神奈川報告決起集会」が180名の参加でもたれました。集会は、不当判決に対する怒りとこの不法を打ち破つて必ず職場へ戻す決意にあふれるものになりました。上奈弁護士長は、法廷での闘い、判決の不当性を報告

して「裁判所はしばしば過ちを犯したが、したたかな運動が乗り越えてきた。大きな闘いを背景にして、公正な審理を尽くし高裁判決を破棄させることを基本に据えて取り組んでいく。」と激励と決意を述べ、共感を得ました。

応えて、支援組織を代表して高教組、港湾労組、全造船機械の各労組から、不当判決を許さず勝利まで支援し闘い抜く決意を込めた連帯のあいさつがされ、支える会から柚木事務局長が、今こそ会の拡大が必要、と訴えました。

今回、原告団の提起と訴えによって、ローカルセンターや方針の違いを乗り越えて、支援の仲間が総結集して一日行動と集会を成功させたことは、今後の闘いに意義あるものとなりました。

支える会事務局・原田

原告の高裁判決に対する 怒りの声・声・声！

歴史に残る情けない判決です。大竹たかし裁判官の、良心のかけらもない資質は、裁判官として許されるのか問いたいです。間違った判決を出した裁判官は、咎められるべきではないでしょうか。私たちの運動の広がり世論の声で、判決も裁判所も正していききたい。

(宝地戸百合子)

6月26日の京セラの株主総会で「JALの解雇問題の早期解決」を求めた株主の発言に対し稲盛和夫名誉会長は「解雇は裁判所が決めた事。政府に頼まれ義侠心でオニギリ食って頑張ったんだ！」と答弁したそうです。「義侠心」とは「正義をまもり弱い者を助けようとする気持ち。勇氣」と辞書にあります。法廷でも「整理解雇は経営上必要なかつ」と証言したのだから、是非とも「義

侠心」で一刻も早く自主解決をして頂きたいと強く思います。原告団の中には、心労からうつ病になり家から出れなくなつた方、子育て、介護でアルバイトにも行けない方、配偶者を亡くされた方、地裁判決後くも膜下出血で志半ばで他界された方など人生をボロボロにされています。6月3日に出された高裁判決は人間の「生きる権利」「働く権利」「幸福を追求する権利」を踏みじったとつてい許す事ができない酷い判決でした。この不当判決を絶対確定させてはいけないとの思いで上告を決意しました。これからこの争議が解決するまで闘い続けますのでご支援を宜しく願います。(杉山陽子)

(次号に続く)